

りす俱樂部

2017年
4月号
第250号



開花

幾夜と続いた凍てつく星から花芯を守り、ようやく咲いた桜花。湖畔を色彩る華やかさに、乗り越えた苦勞の数々がしのばれる。花の命の短さを知りつつも、雨に泣き風にちぎれないよう、一日、叶うことなら、更にもう一日の長らえを祈っている。

弁護士 福井大海

Aiが生む御縁

聖隷富士病院
放射線科部長

塩谷 清司

私は放射線診断医です（画像診断医、読影医とも言います）。その仕事は、単純X線、CT、MRI、超音波、血管造影検査などの画像を観察して、異常の有無を判断することです。私の専門領域の一つは、オートプシー・イメージング Autopsy imaging（以下Aiと略）（注1）です。私が以前に在籍していた公益財団法人筑波メディカルセンターは、救命救急センター、地域がんセンターといった病院事業以外に、茨城県の筑波剖検センター（注2）を併設しています。剖検センターは、茨城県警から依頼される死体検案、解剖を受け入れています。一昔前の死因究明は、警察による検視、医師による検案の後に解剖しかありませんでしたので、放射線診断医が関わる余地はありませんでした。現在では、検視、検案の後にAiを施行してから、解剖するかどうかを決定するという流れが一般的になっており、死因究明に放射線診断医が協力しています。このような形で県警の方々とお話

しをしてきたときに、たまたま婚活が話題となり、男性警察官と女性病院職員は共通の問題を抱えていることがわかりました。それは、仕事が非常に忙しく、職場には異性が少ない（警察には男性が多く、病院には女性が多い）ことから、出会いが少ないということでした。そこで、少しでも出会いのきっかけとなればと、つくば駅前の居酒屋さんと納涼会を合同で開催しました。私と剖検センター長、警察の上司の方2人を入れても合計12人というささやかなものでしたが、その後は若い人達だけで、何度か合コンが開催されたようです。その結果、短期間に3組が結婚されました（注3）。死に関するAiが新しい結びつきを生むことがあるのですよ（注4）。

注1・オートプシー・イメージングという言葉は、「チームバチスタの栄光」シリーズ本の出版、映画「テレビドラマ化で、広く知られるようになりました。オートプシー

（次ページ下段へ続く）

連載コラム

暮らしの中の法律

〈第一回〉

弁護士 長谷川 範子

『遺言書さえあれば…』

ある日、杉山代表から「財産の遺言を作っていないかったご利用者がお亡くなりになりました。ご利用者の奥様が相続されるということですので、相続手続をお願いしたいということです」との依頼を受けた。

私はいつものように「それでは、まず法定相続人を調査するところから始めますね」と、当事務所の事務員に指示して戸籍謄本の取り寄せを開始した。

本件では代表から気になることを聞いていた。

『実は、亡くなったご利用者にはお姉さんがいらっしやる可能性があるそうです。それが本当だとしたら、奥様とお姉さんが法定相続人ということになるのですよね？』

「兄弟姉妹がいれば奥様が4分の3、お姉さんが4分の1の相続分になりますね。でも、お姉さんがいるのにどうして遺言書を書かれなかったのでしょうか？お姉さんにも4分の1を相続させたかったということなのでしょうが？」

『いえいえ、ご利用者は奥様が全部相続できると信じて疑わなかったらしいのです。詳しいことは分からないのですが、お姉さんが養子に出す前に戸籍に記載されていないから法定相続人にならないし、しかもそのお姉さんが実在するのかわかも分からないとおっしゃっていたのか』

「そうですね、実在するとなると厄介ですね。ときどきいらっしやるんですよ、結婚して姓が変わった姉妹には相続権がない

←(次ページへ続く)

(前ページより続き)

autopsy は解剖、イメージング imaging は画像診断という意味です。Aiを、アルファベットのアイの字を小文字にして略す理由は、人工知能 artificial intelligence の AI と区別するためです。Aiのうち、施行数が圧倒的に多い救急病院の死後CT (来院時心肺停止状態で搬送され、救急蘇生術を施行するも亡くなられた方に対して、死因を確定または推定するために施行) は、死亡宣告直後に施行されます。だからAiは日本語で「死亡時画像診断」と呼ばれることが多いです。Aiは、解剖が施行できない場合には死因をふり分けける役割を果たし、解剖が施行される場合にも、その道しるべとなります。

注2：解剖検査の略が剖検です。筑波剖検センターは、市中病院内に法医学医師がいる日本で唯一の施設です。

注3：お互いに魅力的であったこと以外に、職場から身元が保証されているという安心感や、この機会を逃すと他にないという切迫感も手伝ったかもしれません。

注4：りすセンター新木場にはご遺体専用のCT装置、血管造影装置が設置されています。私が「りす俱樂部」でこの原稿を執筆させて頂いていることもAiが生んだ御縁でしょう。



と思っている方、養子に出て戸籍から外れた兄弟姉妹には相続権がないと思い込んでいる方など。りす倶楽部で『子どものいない夫婦は遺言書を書きましよう』という記事は何度か拝見してはいますが、読んでいらっしゃるならなかったのかしら？」と、こんな具合であった。

戸

籍調査の結果は、法定相続人が少ないければ1カ月以内、多ければ2〜3カ月かかることもあるが、今回のケースでは2カ月ほどかかってしまった。やはり、お姉さんは実在した。

戸籍謄本を見ると、お姉さんは生まれてすぐに養子に出され、その後改製された戸籍には一切名前が載ってこなかった。その後お姉さんは結婚し、子どもを授かったが、実に本件のご利用者が亡くなってから数カ月して亡くなっていた。

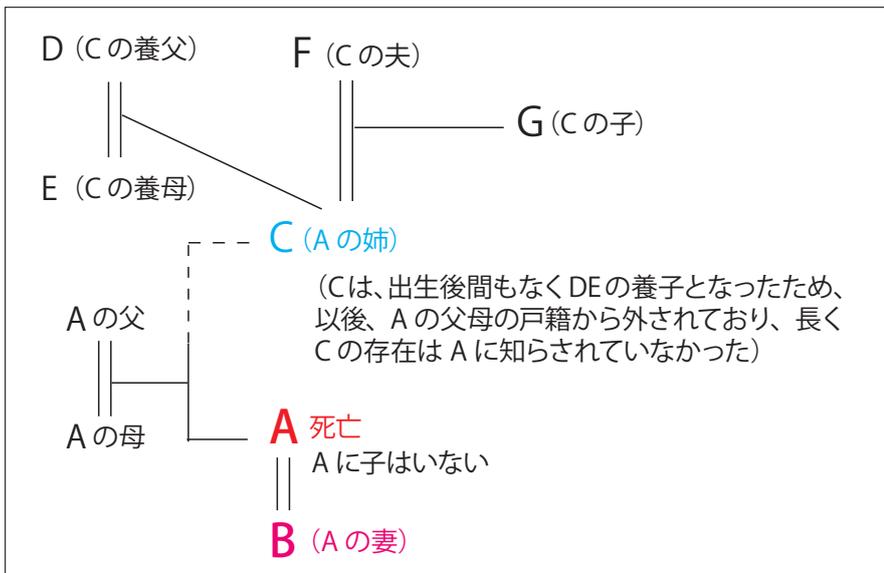
これでそのお姉さんの相続権がなくなり奥様が単独で相続できる！と事は単純ではない。法的にはお姉さんが相続した権利を、さらにお姉さんの法定相続人(夫と子ども)がそれぞれ2分の1ずつ相続することになるのである。



相

続の問題は登場人物が増えれば増えるほど、それぞれの方の考えや、境遇、お互いの利害関係やこれまでの親密度など、様々な歴史的背景があるため、ますます複雑になっていく。すべての関係者との利益調整がいかに大変なものであるか、お察しのとおりである。

参考に、今回のケースを図で説明すると次のようになる。



「まずは奥様に現状を説明してから、今後の方針を決めましよう」と、現地のアドバイザーと一緒に奥様を訪問した。奥様は思いのほか落胆されていた。

特に、亡くなった夫名義の財産の大半は奥様が共稼ぎで一緒に形成した財産であり、しかも夫が要介護状態になってからの約10年間、仕事を休み献身的に介護を続けてきたのも妻一人だった。そのようにして守ってきた夫の財産を「法定相続」だからと言って見ず知らずの「法定相続人」に渡すことに納得がいかない様子であった。

そ

れでは、法定相続人になっているお姉さんのご主人とお子さんに事情を説明して、相続を放棄してくれないかまずはお願いしてみましよう、法的には認められる権利であっても、権利の放棄は自由であるから、とにかくお願いをしてみようということになった。

このご時世、お金はあっても困るものではないし、権利があるなら頂くと考えるのも尤もであるから、なかなか難しいお願いになると思いながら、数力月に及ぶ交渉をスタートした。



結 果的には、お姉さんのご主人の優しい心根により当方の説得が届いたのか、奥様の財産形成に対する貢献について

もご理解いただき、すべての事務手続き等を当方が受け持つことを条件に、幾ばくかの謝礼をお渡しするということが話が進ま

った。実際には、当事者以外の周囲の方々から「法的に認められた権利なのだから、きちんともらうべきだし、遺産の全体が分かるように調停にしたほうが良いのではないか？」その他のアドバイス？により、お姉さんのご主人を相当悩ませてしまったようであったが。

し かし、このように纏まる例は稀であり、「法的な権利の分はすべて頂きます」という方も多い。これに納得できない場合は家庭裁判所の調停での話し合いが行われ、被相続人の財産形成にどれだけ貢献したか、生前に被相続人から贈与を受けた財産はないか、相続財産の評価はどうか、何度か調停の場で証拠資料をもとに協議が行われることが通常である。



代表とのその後の会話

『今回の件では【遺言書を書く】というたった一つのこと、このトラブルを回避できたんですね。この教訓を是非コラムに書いてください!!』『わかりました!』

ところで『遺留分』という言葉は聞いたことがあるだろうか？

分かりやすく言うと『たとえ遺言を書いて、遺留分の権利を持つている者からは相続分の全部を奪うことはできない権利』のことである。

しかし、本件のように法定相続人がお姉さんの場合は法律上『兄弟姉妹に遺留分はない』ので、ただ一言『妻花子(仮名)に全部相続させる』との遺言書を書いていれば全く問題がなかったのである。

特に子どものいないご夫婦には、是非とも遺言書の必要性をご理解いただきたい、この場を借りてお願いしたい。

注…本稿に引用した案件は複数の案件をもとにアレンジしたものであり、実際の案件ではありません。

いす友 おたより 紹介コーナー

内田和美様 (東京都) より

相談役松島如戒氏の私たち読者への訴えは、いつも共感するものが多く、楽しみに読ませていただいております。

私たちの生活は、政治と何一つ切り離すことができません、その迷走の中であたふたと生活をさせられています。昨年末の国会の状況はなんとしたことだったでしょうか。強引に会期を延長させて、あつという間に悪法をいくつも与党の数のおごりで成立させました。高齢者の年金も無残に減らされることとなりました。

りす倶楽部2月号の、将来の年金受給の困難性の問題提起では、国勢調査に基ずく65歳以上の受給者とその財源を支える働く世代の比率を示していただきました、この部分については、私の認識と異なるなあと注意深く読ませていただきました。政府は従来より、増える一方の高齢者人口を支える働く人口の減少により、年金制度の維持が難しくなると、年金受給額をどんどん減らしてきました。しかしこれは政府の高齢者への脅しであり、ごまかしであり、また働く若者と高齢者の分断策だと思えます。

現在労働年齢は高くなり、75歳以上で働き納税している人口は多いと聞きます。また女性の労働参加も増えていきます。また65歳からはすべて年金受給者で、納税者はそれ以下の年齢層ではない訳です。

今年1月1日の東京新聞「見抜く目」の欄をご覧いただければありがたいです。

弱者をたたき、若者層と分断し、危機をおる政府の宣伝に乗らず、これとたたかうことが必要だとわたしは思っています。

お読みいただきありがとうございます。

セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。

りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は24時間365日休みなくあなたの「もしもの時」に対処します。救急通報・センサーによるライフ監視・防犯・火災・非常通報等に対応し電話の応答がない場合はセコムの緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため、ぜひ「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



東京

【日時】 5月15日(月) 12:30～13:00
 16:00～16:30
5月18日(木) 15:00～15:30
6月15日(木) 12:30～13:00
 16:00～16:30
6月22日(木) 15:00～15:30

【会場】 NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート 1F
 東京都千代田区九段北 1-4-5
【最寄駅】 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線
 「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

【日時】 5月12日(金) 10:00～11:00
6月12日(月) 10:00～11:00

【会場】 リサセンター新木場 (東京都江東区新木場 4-6-13)
【最寄駅】 東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線
 「新木場」駅よりバス8分
 ※新木場駅から送迎の用意があります
 ※参加希望の方はご連絡ください

セコム説明会のご案内

大阪

【日時】 6月23日(金) 14:15～15:00頃
【会場】 西日本支部

大阪市北区東天満 1-10-14 MF南森町2ビル4F
【最寄駅】 地下鉄谷町線/堺筋線 「南森町」駅徒歩3分
 JR東西線 「大阪天満」駅徒歩1分

* 談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。お気軽にご参加下さい。

名古屋

【日時】 5月10日(水) 13:00～14:00
【会場】 中部日本支部

名古屋市中村区名駅 3-13-28 名駅セブンスタービル 1211
【最寄駅】 JR「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください

りすシステム ☎0120-889-443



私たちが
担当します!

坂本 はるか
(さかもとはるか)
アシスタント

■出身地:
島根県隠岐の島
■趣味: カラオケ
ピアノ、旅行
■性格: 明るい



土屋 美幸 (つちやみゆき)

■出身地: 埼玉県朝霞市
■趣味: 季節の植物めぐり
ヨガ、森林浴
■性格: マイペース
素直



急病の時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

耳より
情報!

セコム・メディカルクラブ

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください!

ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか?セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単!お気軽にご相談ください。

《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡の上、ご参加ください。

東日本支部

相談会

暮らしのよろず相談会

▽日時：5月20日(土) 10時～16時

6月20日(火) 10時～16時

▽会場：北の丸ガラスゲート1階

▽担当：森 妙子

(消費生活アドバイザー)

生前契約スーパードバイザー)

松島如戒(不動産コンサルタント)

杉山 歩(NPOりすシステム代表理事)

末藤康宏(りすネット不動産事業部)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締切：一週間前までにお申込みください

東日本支部

法律相談

▽日時：5月16日(火) 13時～15時

6月13日(火) 13時～15時

▽会場：北の丸ガラスゲート5階

▽担当：長谷川範子弁護士

▽締切：1週間前までにお申込みください



東日本支部

見学会

りすセンター新木場 見学会

▽日時：5月12日(金) 13時30分～

6月12日(月) 13時30分～

▽会場：りすセンター新木場

▽締切：前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

西日本支部

談話サロン

▽日時：5月23日(火) 12時～14時

6月23日(金) 12時～14時

▽会場：西日本支部事務所

▽参加費：500円(軽食をご用意)

▽締切：2日前までにお申込み下さい

西日本支部

法律相談

▽日時：5月17日(水) 13時～15時

6月21日(水) 13時～15時

▽会場：西日本支部事務所

▽締切：一週間前までにお申込みください

なんでも談話室だより

東日本支部 平成29年3月21日(火)

りすシステム 生前契約スーパードバイザー

黒澤淑子

「春雨じゃ」と言っても、濡れば寒い空模様。

自由参加でも11時には8名がお揃い。

「ニュージールランド撒骨の旅」に参加したりすシステムの小池が撮影した数々の写真を見ながら、雨の中滞りなく行われた撒骨の様、ローズガーデン、海と山、南十字星の空と沢山の星たちの話。頭の中がプラネタリウムになったのに、現実には引き戻されるお昼の食事。

午後は食事時の現実を引き継いで、りすシステムの原田から老人ホームの話題に移る。介護付有料老人ホームで仕事をしてきた実績を持つ原田に質問が相次ぎ、「あ、そうなんだ」と納得につながる。

りすシステム生活支援アドバイザーの山崎からは、日常の食事の話題。腸を整えると腸寿につながると...

そこで出席の皆さんから「すぐれ技」が披露される。一人暮らしで食材を無駄にしないウルトラCの数々。今晚から豊かになると期待。

3月の談話室がニュージールランドからマイキッチンまで話題に花が咲き。靖国神社の梅もそれにつられた様に5輪開花。東京は「サクラサク」。

～ 総 合 案 内 ～

参加ご希望の方に
詳細をご連絡します

香りと炭にふれあう集い in 吉四六村

開催日：5月8日(月)

千葉県富津市の吉四六村で、竹の炭焼き、エッセンシャルオイル抽出体験、炭焼きのバーベキューを楽しみましょう。
松島如戒村長お手製の天ぷらも、お召上がりいただけます！

時間：8時50分集合 9時出発、17時解散予定
集合場所：北の丸ガラスゲート1F 会議室
会費：5,000円 定員：25名程度
※定員になり次第、締め切りいたします



指導：

谷田貝光克先生
香りの図書館館長
東京大学名誉教授

谷本丈夫先生
牧野植物同好会会長
宇都宮大学名誉教授



谷田貝先生



谷本先生



第105周年記念

日本水彩展 鑑賞会

開催日：6月8日(木)



りす倶楽部の表紙画でおなじみ、弁護士・日本水彩画会会員の福井大海先生にご案内いただき恒例の『日本水彩展 鑑賞会』を開催します。鑑賞会后、福井先生を交えての食事会を行います。多数のみなさんのご参加をお待ちしております。

会場：東京都美術館正門前に10時集合
JR上野駅「公園口」より徒歩7分
東京メトロ銀座線・日比谷線上野駅
「7番出口」より徒歩10分
京成電鉄京成上野駅より徒歩10分
食事会会場：上野精養軒
会費：3,000円(入場料・昼食代)



福井先生と昨年の出展画「秋日和」

※日本水彩展の作品の中から約60点を巡回する、地方巡回展の鑑賞会を仙台(7/3)、名古屋(7/22)、広島(8/11)、京都(9/9)で開催予定です。詳細は次号でお知らせします。

支部



活動記

北海道・北日本支部

▼「夫のメガネフレームが破損しました。眼鏡店に連れて行っていただきませんか？」とNさん（89才・女性）から依頼があったのは3月の終わり頃でした。Nさんはご夫婦揃ってりすシステムと生前契約を結び、現在は有料老人ホームで暮らしています。

買い物は施設内の代行サービスを利用していますが、メガネの購入となると度数の調整のため、本人が直接お店へ行かなくてはいけません。ホームでは職員の手が足りず、お店までの付き添いが難しかったため、りすシステムにサポートの依頼が回ってきたのです。

Nさんはご主人の外出にあたり、タクシーを降りてから眼鏡店まで安全に移動できるかとても心配されていました。お店はショッピングモールの3階です。

そこである提案をさせていただきました。ショッピングモールに隣接する立体駐車場の3階までタクシーで行きます。お店には事前に電話で車椅子の準備をお願いしておき、タクシーが到着次第お店から車椅子を持ってきて、ご主人に移乗してもら

うのです。

この提案にNさんは「タクシーで立体駐車場に行くことなど考えもなかった」と驚かれたようでした。予定ではご主人ひとりの外出予定でしたが「その方法なら歩行車を使っている私も一緒に外出できそう」と久しぶりに二人揃っての外出となりました。

仲良くメガネのフレームを選び、レンズを加工するあいだ、同じ階にある紳士服売り場でご主人のジャケットを選ばれる等、お二人の仲睦まじい姿をほほえましく感じました。

アドバイザーは多くの経験をさせていただいていきますので、ご自身ではなかなか思いつかないアイデアを持ち合わせています。利用者の方々にさせていただいた、いろいろな経験を還元し、少しでもお役に立てればと思います。お困りのことがありましたらどんなことでもご相談下さい。

東日本支部

▼今年は3月13日にりすシステムのニュージーランド撒骨※が行われ、10名のお骨を撒骨しました。

最近、こうした撒骨や合葬墓をはじめ、後継ぎがいないお墓を選ぶ

人がふえています。

最も代表的な形式が「永代供養墓」と言われるもので、墓地管理者が供養と管理を代行してくれます。一般的には他の人と同じ墓に納骨されることから、合祀墓、合葬墓、共同墓とも言われます。すがも平和霊苑のもやいの碑や飛天塚がこちらに該当します。

また土地の少ない都市部では、永代供養付きの「納骨堂」も増加しています。通常のお墓に比べ墓石を建てるための費用が不要になります。室内にあるため、天気に左右されることなくお参りができるなど、残された家族にもメリットがあります。

その他にも、先に挙げた撒骨や樹木葬など様々な選択肢があり、ご自身の遺骨をどのような方法で埋蔵したり撒骨するか、自由に決められるようになっていきます。

りすシステムの利用者の中には、自分のお墓は決まったけれど、自分が管理しているご先祖様のお墓をどうしよう…とお悩みの方も多く、改葬や墓じまい※のご相談やお手伝いをすることも増えてきました。

ただ、承継者のいないお墓の取扱いや改葬・墓じまいに関しては、管理するお寺や霊園の墓地使用規則にしたがう必要があります。それにかかる費用もかなりばらつきがありますので、あとあとトラブルにならないように、お寺や霊園に確認したり、

ご親族とよく話し合っておくことが大切です。

※撒骨：一般的には「散骨」という字を使いますが、りすシステムでは「撒骨」を使用しています。

※改葬とは、納骨されているお骨を別の場所に移すことをいいます。墓じまいとは、お骨を何らかの方法で始末し、墓石を撤去して更地に戻すことをいいます。

▼前号の第249号で弁護士の方谷川範子先生の記事を読まれた方から、公正証書遺言についての問い合わせを多数いただいています。

先日、「遺言を書き換えたいので自宅を訪問して欲しい」というFさん（83歳・女性）からの依頼を受け、スタッフが自宅を訪問しました。以前作成した時からだいたい気持ちが変わってきたので、早いうちに書き換えたいという意向でした。持病が悪化してきたため、公証役場に行くときはりすのスタッフに付き添ってほしいとのことでした。

その相談から4日後、Fさんからまた電話があり、さらに体調が思わしくないので、自分が公証役場に行くのではなく、公証人に来てもらいたい、という連絡でした。電話口のFさんの様子からただならぬ心配を感じ、急ぎよ日程を早め、その日のうちに自宅に公証人に出張していただき、遺言の書き換えをすることにしました。

その翌日の未明、Fさんから「身体が動かない。セコムを呼んでほしい」という緊急コールが入り、自宅へ急行、救急車を呼び、病院への搬送に付添いました。その後、矢継ぎ早に入院手続きや必要な物の準備、貴重品のお預かり、医師説明の立会い等のサポートをしました。

入院から2日後の未明、病院から緊急コールセンターに、Fさんご逝去の報が入りました。遺言作成からわずか3日後のことでした。

Fさんは自分の死期を悟っていたのではないかと、驚きとともに厳肅な気持ちになりました。そして、緊急対応して下さった公証人の先生に「本当にありがとうございました」と丁寧にお礼を言われていたFさんを思いおこし、悲しみの中にもFさんの安堵された姿が印象的でした。

中部日本支部

▼2014年にりすシステムと契約をされたSさん(67才・女性)は、現在サービス付き高齢者向け住宅(以下サ高住)で生活しています。若くして脳梗塞を発症し、後遺症により介護が必要な状態です。

りすシステムと契約するまでは知人の支援で何とか自宅で暮らしていましたが、サ高住への転居をきっかけにりすシステムと契約され、入居保証や毎月の受診付き添い、介護

サービスの確認などのサポートを行っています。

先日、体調不良を訴えられ、サ高住では介護が難しいとの判断で、ケアマネに相談しショートステイ先を紹介していただきました。幸い症状は落ち着いています。

このようにサ高住は自立している方にとつては、比較的自由度の高い生活を送ることができるのが魅力ですが、自立した生活が困難になった場合、介護付有料老人ホームほど手厚い介護・看護は受けられません。Sさんのように介護が必要になった際には、さらに住み替えが必要になる場合もあります。

現在、施設選びで迷っている方は、お気軽にご相談下さい。介護事業所のケアマネや病院のソーシャルワーカーとも連絡を取りながら、その時々状態に合った、安心して暮らせる施設を一緒にさがしていきたいと思えます。

西日本支部

▼Uさん(85才・女性)は要介護1。自宅でケアサービスを受け、自立した生活を送っていました。

ある日、夜中にトイレに立ったところで転倒し起き上がることもできず、翌朝床に倒れた状態でデイサービスの迎えに来たケアマネさんに発見されました。

自宅にセキユリティはあったもの

の、自分でボタンを押して通報するタイプのものでした。

すぐに救急搬送となりましたが、幸い命に別状はありませんでした。搬送先の病院で約1ヶ月の入院後、老人保健施設に移って、再度自宅で生活することを目標にリハビリケアを受けています。

病院では、着衣から日用品まで入院に必要な備品は全てレンタルがあり、心配ありませんでしたが、老人保健施設では着衣から日用品まで揃える必要がありました。Uさんから預かったメモに従い、自宅から必要な物をUさんのもとにお届けしました。また入所中の「生活支援サービス(週1回の洗濯、買物)」の契約を行い、老人保健施設での生活に不便を感じないよう細かな打合わせも行いました。

さらに、老人保健施設の介護士と退所後の生活についての話し合い、介護認定の見直し、介護ベッドの導入、手すりの取付けなどを行っています。

Uさんに限らず最近、自宅内で転倒する事例が多くみられます。体力が落ちてきたと感じたら無理せずご相談ください。また誕生日に合わせお届けしている「確認シート」や「見守訪問」のご利用を、ぜひお勧めします。

中国支部

▼Tさん(87才・女性)が住んでいるマンションの管理人から早朝電話がありました。

「最近Tさんの姿を見かけない。ポストには郵便物が溜まっており、玄関には宅急便の不在表が挟まっています。何度もインターホンを鳴らしたが反応がない。心配なので来てほしい」とのことでした。

以前にTさんから預かっていた自宅の鍵を持参しすぐにマンションへ向かいました。ところが扉が開きません。鍵が新しく付け替えられていたのです。管理人にその旨を伝え、警察に連絡しました。

やがてサイレンを鳴らし警察や消防隊、救急隊と総勢10名以上が家の前に集まりました。騒然とした雰囲気の中、各々が最悪の事態に備えます。

まずはベランダから中の様子を探ろうと、隣の住人や上の階の住人に協力を得て、消防隊がいざ乗り込もうとしたその時、東京の本部から「Tさんと連絡が取れました」との一報が入りました。Tさんは旅行が好きで、その日も旅行中だったとのこと。警察、消防隊、救急隊の方々に事情を説明し、お詫びとお礼を申し上げ、引き上げていただくことになりました。

後日、Tさんに留守中に起こった

ことを説明し、長期間留守にするときは連絡して下さいと、セコム導入の検討をお願いしました。

今回は大事に至らずに済みましたが、お預かりしている鍵を付け替えの際は必ずご一報の上、差し替えをお願いいたします。

九州支部

▼245号で紹介したKさん(85才・女性)のその後です。

これまでと変わりなく、なんでも談話室に参加することを楽しみにされています。しかし、ホームから事務所まで、最近は何れともタクシーを利用するようになりました。緩やかですが、心身ともに衰えが進んでいます。

そんな折、介護保険の有効期限が迫っていたため認定調査を受けていただきました。調査の結果、区分変更なしの介護保険証が届きました。最近認定が厳しくなりましたから…と担当のケアマネ。しかしりすシステムは家族として、区分変更なしに納得がいきませんでした。以前と比べKさんの身体機能の低下、特に足腰の衰えは顕著で、これまで杖を使って移動していましたが、今では歩行器を使用しています。また階段やエスカレーターの昇り降りも難しくなり、なんでも談話室に参加されるときもタクシーを使用するようになり

ました。

こうした実情をホームと話し合い、ホームの嘱託ドクターに紹介状をいただき、近々別の病院を受診することになりました。その結果をもとに、認定の見直しを進めてもらうことになりました。

▼238号、247号で紹介したHさん(90才・女性)ですが、老人ホームでの生活をスタートして概ね一年半。好きな果物や食事、毎朝の新聞も楽しみにしています。

ところがひとつ問題が生じました。夜間の睡眠が十分取れなくなつたことです。昼間、睡眠を取っているわけはありません。夜間のトイレの回数が多く、ご自身でベッドからシルバーカーを使いトイレへ行きます。最近では転倒するリスクが高まり、肋骨骨折や頭部打撲による出血で併設の病院への救急搬送が何度かありました。外科的な処置を終えれば、日帰りでホームに戻れるのですが、夜間の見守り体制はホームでは難しく、安全を考えて、併設の病院に入院することになりました。

現在は24時間体制でHさんを診ていただいています。睡眠は十分取らなければならず、トイレにも自身で行かねばならないというジレンマが悩みです。今後、主治医、看護師、相談員と連携して、Hさんのサポートを続けていきます。

大分支部

▼248号で紹介したKさん(大腸骨骨折)とYさん(誤嚥性肺炎)のお二人は、無事退院し、それぞれ元の施設、新しい施設でお元気に過ごしておられますので、ご報告します。

を讀むまでに回復。退院の許可が出て、住宅型有料老人ホームに入居されました。

Mさんの突然の入院のため、自宅を離れショートステイ中の奥様も、いずれMさんと同じホームで、またご一緒に暮らせるようになることを願っています。

▼公正証書の作成が2件ありました。

▼先月から今月にかけてまた3件の救急搬送がありました。その中の1件を紹介します。

施設入居の保証人が必要だったTさん(73才・男性)は、入居予定の施設からりすシステムを紹介され契約。公正証書作成後、入居契約の手續を進めています。

認知症の奥様(84才)と自宅で暮らしていたMさん(90才)ですが、夜中11時頃、トイレに行こうとして階段から転落し、翌朝、奥様のデイケアのために訪問したスタッフが、動けなくなっているMさんを発見。救急搬送され入院となりました。診断の結果「頸椎損傷」とのこと、ご高齢のため手術は難しいとのことでした。もともと日常生活動作に問題はありませんでした。今回の負傷で食事摂取(グリップを太くしたスプーンと指をマジックテープで固定する方法)以外は全介助が必要となり、要介護4となりました。

もう1件のYさん(87才・女性)は5年前にりすシステムと基本契約しましたが、りす倶楽部の記事で、公正証書契約後でないと保証などのサービスを受けられないことを知り、すぐに公正証書作成に進みたいとの依頼があり、公正証書作成完了しました。

入院当初は「こんな体になつて情けない、死にたい」などと口にされたり、妄想や幻覚などもありましたが、時間が経つにつれ落ち着きを取り戻しています。回復期病棟で車椅子に座る練習では、最初は20分を超えると気分不良を訴えていましたが、練習するうちに1時間以上座れるようになり、日中はテレビや新聞





地球に恩返しTシャツ



左胸のロゴマークが
とってもカワイイ
地球に恩返しTシャツ

カラフルでかわいいロゴ付きの「地球に恩返しTシャツ」お買い上げ金額の一部を、りすシステムから地球に恩返し基金へ寄附いたします。ご協力、よろしく願いいたします。

定 価：2000円（送料込み） サイズ：S・M・L
カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

* 通信販売も承ります。ご希望の方は、
りすシステム 0120-889-443 までご連絡ください。

地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキユウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し」基金に寄附をいただき、ありがとうございました。

- | | | |
|-------------------|------------------|------------------|
| 石川 昭子さん（福岡県福岡市） | 佐竹 靖幸さん（神奈川県横浜市） | 三留 保子さん（東京都江戸川区） |
| 犬飼 ルリ江さん（愛知県名古屋市） | 竹林 利治さん（東京都中野区） | 山本 尋子さん（東京都板橋区） |
| 大貫 君子さん（東京都板橋区） | 竹林 三千代さん（東京都中野区） | 横山 寛子さん（茨城県鹿嶋市） |
| 金木 ゆきえさん（千葉県千葉市） | 長澤 延子さん（栃木県栃木市） | 吉田 誠さん（東京都東村山市） |
| 木塚 和子さん（東京都江東区） | 西尾 シヅ子さん（東京都台東区） | 匿名 1名 50音順 |
| 久保田 くにさん（東京都板橋区） | 本田 成子さん（東京都中野区） | |



※ 2017年3月1日～4月20日現在、17名の方からご寄附をいただきました。
※ 佐竹 靖幸さんが 1000 ポイントを達成されました。

● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部	日時：5月6日(土) 11時～15時	会場：北海道支部事務所
	日時：6月6日(火) 11時～15時	会場：北海道支部事務所
北日本支部	日時：5月30日(火) 11時～15時	会場：北日本支部事務所
	日時：6月30日(金) 11時～15時	会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時：5月18日(木) 11時～15時	会場：北の丸ガラスゲート1階
	日時：6月22日(木) 11時～15時	会場：北の丸ガラスゲート1階
中部日本支部	日時：5月10日(水) 13時～15時	会場：中部日本支部事務所 1211号室
	日時：6月10日(土) 13時～15時	会場：中部日本支部事務所 1211号室
中国支部	日時：5月20日(土) 13時～15時	会場：中国支部事務所
	日時：6月17日(土) 13時～15時	会場：中国支部事務所
四国支部	日時：5月25日(木) 13時～15時	会場：四国支部事務所
	日時：6月25日(日) 13時～15時	会場：四国支部事務所
九州支部	日時：5月29日(月) 13時～15時	会場：九州支部事務所
	日時：6月29日(木) 13時～15時	会場：九州支部事務所
大分支部	日時：5月22日(月) 13時～15時	会場：九州支部事務所

※6月の談話室はお休みします

● 談話サロン ●

西日本支部	日時：5月23日(火)、6月23日(金)	※詳しくは6ページのお知らせをご参照ください
-------	----------------------	------------------------

● 生前契約説明会・ステップアップ相談会 ●

支部	電話番号	生前契約説明会		ステップアップ相談会	
		日時	時間	日時	時間
北海道支部	011-756-4165	5日(1月休み)	13:30～15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日(1月休み)	13:30～15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10日	11:00～13:00	15日	11:00～12:30
			14:30～16:30		14:30～16:00
		24日(3・9月休み)	13:00～15:00		
中部日本支部	052-569-2254	25日	13:00～15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30～12:00	26日	10:30～12:00
			14:00～15:30		14:00～15:30
中国支部	082-568-1585	28日	10:30～12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25日	10:00～12:00	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24日	13:30～15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27日	13:30～15:00	随時開催	

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込みは…

0120-889-443

生活支援テレホン

0120-332-206

24時間365日いつでも **りすセンター 新木場**

0120-373-959

(海外からご利用の場合)

+81-3-3522-5660